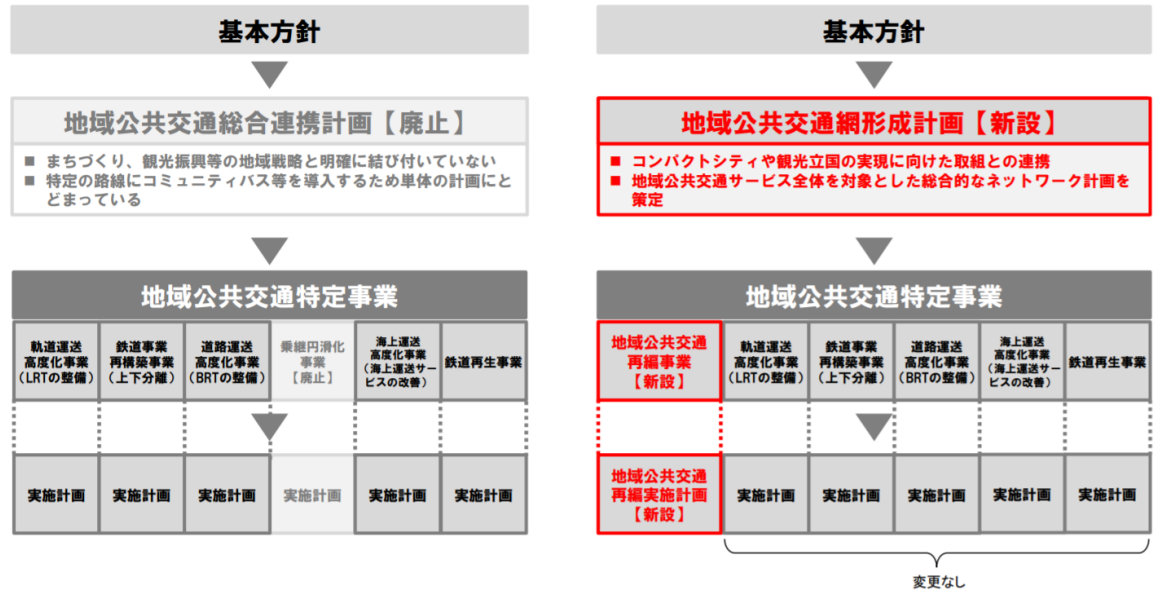


# 名寄市地域公共交通網形成計画の策定について

平成30年5月31日（木）

# 1. 公共交通網形成計画・再編実施計画の概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成26年11月20日に施行され、網形成計画の策定ができるようになった。この計画は、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるもの。その際、公共交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、面的な再構築を行う場合には、再編実施計画の策定ができるようになった。

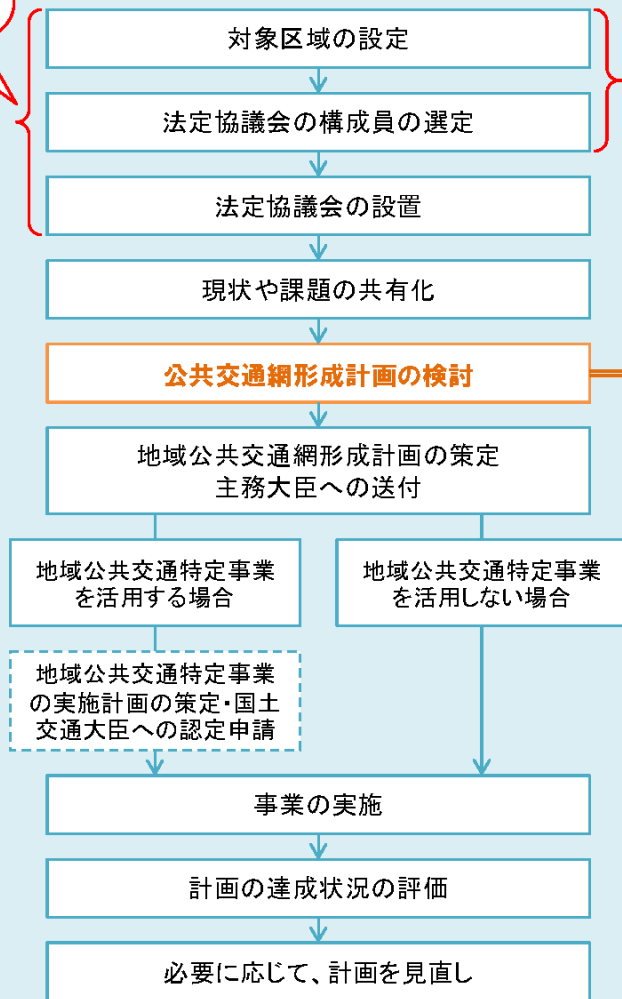


<p>網形成計画</p>	<p>網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすもの。 国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定する。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業（地域公共交通特定事業など様々な取組）について記載する。</p>
<p>再編実施計画</p>	<p>再編実施計画とは、「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画の一つ。 網形成計画において、地域公共交通特定事業のうち「地域公共交通再編事業」に関する事項を記載した場合、同事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画」を作成することができる。この計画は、地方公共団体が事業者等の同意のもとに策定する。</p>

## 2. 計画策定の流れ

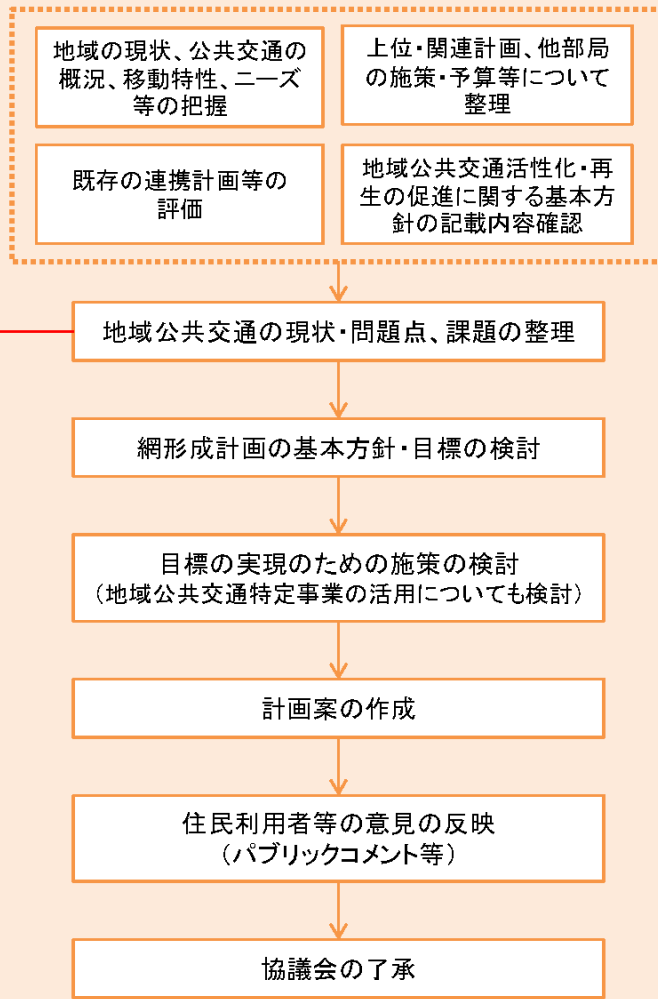
既に法定協議会が設置されている場合はこれらの手続きは不要です。ただし、課題に応じて区域や構成員は見直してください。

### 【全体の流れ】



地域公共交通の現状・問題点や課題に対応して、対象区域や構成員を選定する必要があります。

### 【計画の検討手順】



### 3. 法定協議会の構成員

#### 基本的な構成員(例)

- 計画作成市町村
  - ・市町村長
  - ・関係部局長
- 公共交通事業者
  - ・公共交通事業者
- 道路管理者・港湾管理者
  - ・地方整備局（国道事務所）
  - ・都道府県（出先機関）
- 網形成計画内の事業実施主体
  - ・利用促進策を行うNPO等  
（※事業内容に応じて選定）
- 公安委員会
  - ・地元警察署
- 利用者
  - ・利用者代表
- 学識経験者
  - ・大学等



#### 課題に対応した構成員(例)

- 利用者等
  - ・商業関連（商業施設、商店街連合会等）
  - ・高齢者関連（老人会連合会等）
  - ・子育て関連（子育て支援組織等）
  - ・障害者関連（障害者支援組織等）
  - ・教育関連（学校等）
  - ・医療関連（病院等）
  - ・観光関連（観光協会等）

#### その他(例)

- 地方運輸局
- 近隣市町村
- 都道府県の公共交通担当者

※オブザーバーとしての参加も考えられます

## 4. 網形成計画及び再編実施計画の記載事項

	地域公共交通網形成計画	地域公共交通再編実施計画
概要	「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」	「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画
記載事項	<p>〔記載する事項〕（法§5②）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針</li> <li>② 計画の区域</li> <li>③ 計画の目標</li> <li>④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体（※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5④））</li> <li>⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項</li> <li>⑥ 計画期間</li> <li>⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項〔記載に努める事項〕（法§5③）都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携、その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項</li> </ol>	<p>〔記載する事項〕（法§27の2①、法§27の3①）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 実施区域</li> <li>② 事業の内容・実施主体</li> <li>③ 地方公共団体による支援の内容</li> <li>④ 実施予定期間</li> <li>⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法</li> <li>⑥ 事業の効果</li> <li>⑦ 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項</li> <li>⑧ 地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施策の立地の適正化に関する施策、その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項</li> <li>⑨ その他地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項</li> </ol>

## 5. 計画策定のメリット(手引書記載事項)

### <網形成計画・再編実施計画のメリット>

#### メリット① 地域公共交通政策の「憲法」

網形成計画・再編実施計画は、地域公共交通の宣言文。市民からの問いかけに明確に回答することができるようになる。また、事業の位置付けが明確化され、予算化や補助申請、庁内での協議が円滑になる。

#### メリット② まちづくりとの連携強化

活性化再生法の改正により、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築することが明記され、コンパクトな都市構造の実現を支援する網形成計画の検討が可能となる。

#### メリット③ 関係者間の連携強化

法定協議会を設置し、計画策定を進めることで、行政と歩調を合わせた民間の計画を立てることができ、新たな問題を解決するための協調行動を話し合うこともできる。

#### メリット④ 公共交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

網形成計画は、地域全体の公共交通を総合的に捉えるもの。計画策定をきっかけに、鉄道、バス、タクシーなどを一体として検討し、公共交通機関全体の連携強化、効率性の向上等を関係者全員で考えたりすることができる。

#### メリット⑤ 公共交通担当者の「遺言」(政策の継続性)

網形成計画・再編実施計画が「遺言」として次の担当者に引き継がれることにより、政策の継続性が確保され、公共交通を着実に改善するとともに、諸手続の省力化ができる。

### <再編実施計画のメリット>

#### メリット① 手続きのワンストップ化

地域公共交通再編実施計画と各運送事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなる。

#### メリット② 少量貨物の輸送

旅客の運送に付随して、少量の貨物を輸送することができる。(※自家用有償旅客運送のみ)

#### メリット③ 計画を阻害する行為の防止

地域公共交通再編実施計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害される恐れがある場合には、

①再編事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限される。

②再編事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車運送事業の実施方法の変更を命じることができる。

(※一般乗合旅客自動車運送事業のみ)

#### メリット④ サービスの持続的な提供

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保する。

## 6. 調査内容

業務項目	業務内容
1. 業務計画・準備	● output：業務計画書の立案
① 業務計画書の作成	・ 調査対象、調査手法、調査スケジュール、協議会・専門部会開催スケジュール・パブコメ時期の検討
2. 地域公共交通網形成計画の位置づけ検討	● output：名寄市の既存計画をレビューし、関連する計画との位置づけを検討
① 関連計画のレビューと整理	(最上位) 名寄市総合計画(第2次) --- 都市計画マスタープラン(立地適正化計画) --- 本計画
② 計画の位置づけの検討	※立地適正化計画がH30年度と連動 ※その他計画とは関連部分の整合を図る
3. 名寄市の公共交通の現況整理	● output：統計情報の整理/人口・高齢化・都市施設等のレイヤー+公共交通レイヤーにてGIS整理
① 名寄市の現況データの整理	名士バスの路線別の売上状況も整理
② 名寄市の交通データの整理	例) 交通空白地や交通不便地域の特定、公共交通での主要施設へのアクセス状況を整理
4. 名寄市の公共交通利用者へのアンケート調査	● output：網形成計画に記載する基本方針や施策検討に用いる基礎データ収集
① アンケート調査準備・調査票設計	・ 調査対象：名寄市民をランダムサンプリング
② アンケート調査の実施	・ 調査対象サンプル：3,000世帯(公共交通サービスレベルに応じてエリア分割)
③ アンケート調査結果の入力・集計・分析・とりまとめ	・ 調査設問：個人属性・移動状況・公共交通への満足度・公共交通に求めるサービス
5. 交通サービス改善エリア住民等へのアンケート調査	● output：交通サービス改善に検討する基礎データ収集
① アンケート調査準備・調査票設計	・ 調査対象：名寄市内で公共交通の課題が顕著な地域を特定し、そのエリア居住者への調査
② アンケート調査の実施	・ 調査対象サンプル：1,000世帯
③ アンケート調査結果の入力・集計・分析・とりまとめ	・ 調査設問：個人属性・移動状況・想定される公共交通サービスを提示した上での利用意向
6. 名寄市地域公共交通網形成計画の検討・策定	● output：公共交通網形成計画の策定
① 名寄市の公共交通の課題の設定	・ 施策の抽出：名寄市において有効・実施が求められる施策を立案
② 実施体制の検討	・ 施策の検討：利用者目線…専門部会
③ 交通施策の検討	交通事業者目線…ヒアリング・小規模mtg
④ 事業スケジュールの検討	行政目線…他部局との調整
⑤ 計画の目標設定	・ 策定までの手順：素案作成⇒専門部会・協議会での議論⇒パブコメ⇒素案修正⇒完成
⑥ 推進スキームの検討	

# 7. 調査スケジュール

業務項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>1. 業務計画・準備</b>												
①業務計画書の作成			→									
<b>2. 地域公共交通網形成計画の位置づけ検討</b>												
①関連計画のレビューと整理				→	→							
②計画の位置づけの検討						→	→					
<b>3. 名寄市の公共交通の現況整理</b>												
①名寄市の現況データの整理			→	→	→							
②名寄市の交通データの整理			→	→	→							
<b>4. 名寄市の公共交通利用者へのアンケート調査</b>												
①アンケート調査準備・調査票設計				→								
②アンケート調査の実施					→							
③アンケート調査結果の入力・集計・分析・とりまとめ						→	→					
<b>5. 交通サービス改善エリア住民等へのアンケート調査</b>												
①アンケート調査準備・調査票設計						→						
②アンケート調査の実施							→					
③アンケート調査結果の入力・集計・分析・とりまとめ								→				
<b>6. 名寄市地域公共交通網形成計画の検討・策定</b>												
①名寄市の公共交通の課題の設定								→	→	→	→	→
②実施体制の検討								→	→	→	→	→
③交通施策の検討								→	→	→	→	→
④事業スケジュールの検討								→	→	→	→	→
⑤計画の目標設定								→	→	→	→	→
⑥推進スキームの検討								→	→	→	→	→
<b>7. 打合せ・協議</b>												
協議会・専門部会・パブコメ	部会	協議会		部会		部会			部会	協議会	パブコメ	協議会

素案完成